

従業員の管理でお悩みの担当者様 必見

『働き方改革』施行からはやくも半年。社内体制の整備は順調ですか？

労務専門家・千葉県最大規模の社労士事務所による

就業規則&働き方改革講座

～半年経ってわかってきた実務運用を伝授します～

参加費

¥1000

(限定10名様)

2019年4月に『働き方改革』が大々的にスタートしました。しかし、法律の変更点を抑えていても、社内の運用に悩む労務管理担当者様が多いようです。多数の顧問先様からの働き方改革に関するご質問に、この半年間回答してきた社労士事務所から最新の情報をお伝え致します。人事労務ご担当者様、是非ご活用下さい！

《下記でお困りではありませんか？》

【有休消化】2019年10月の段階で、まだ「有休の5日消化」が達成できていない

【法定帳簿】『年次有給休暇管理簿』が無い。『年次有給休暇管理簿』とは？

【優先順位】法改正セミナー等には行ったが、結局優先順位が分からない。

本講座では、実運用の具体的な方法をお伝えいたします！！

また、他社事例もお伝えして、現実的な方策をご提案。

例えば…

【有休消化】年末・年度末の忙しい時期来る前に対応を。今なら間に合います。

【法定帳簿】法律で作成が義務付けられた帳簿です。お持ちでない方にはプレゼント！

【優先順位】まずは「付与対象者の洗い出し」です。その後の順番もお伝えします。

この機会に“就業規則”を見直すのもオススメ！

就業規則に関する（2019年9月・10月）

お問い合わせ内容TOP3

～ みんなが困ることは、あなたも困ること ～

1位 台風で来れなかった従業員の労働日の給与処理は？

2位 台風で交通機関がストップ！

タクシー代や宿泊費も会社が出すの？

3位 うつ休職者がいるが、どう対処すればいい？

就業規則にしっかり記載することで後の運用はラクに。

上記以外でも、お悩みごとがあればぜひご相談下さい。

日時：11月8日（金）

14：00-16：00

場所：JR船橋駅 徒歩5分

船橋市本町2-2-7

7階セミナールーム



HPはこちら→

【申し込み欄】記入後、右記番号へFAX（FAX：047-435-5779） または お電話で！

お名前	フリガナ	役職	参加希望日	<input type="checkbox"/> 11月8日（金）	<input type="checkbox"/> 別日希望
			ご連絡用メールアドレス		
会社名・店名			お電話番号		